

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、「食」の大切さに対する意識が希薄になり「健全な食生活」が失われつつあると懸念されており、健康面では、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題が挙げられています。さらには、大量の食品ロス、食への感謝の心が薄れるといった問題も生じています。

この現状を受けて、国では平成17年6月に食育基本法を制定し、食育の推進に取り組むための基本計画を明らかにしました。平成28年3月には「第3次食育推進基本計画」を策定し、食を取り巻く社会環境が変化する中、食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、神奈川県においても、平成25年3月に「第2次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン 2013）」を策定し、県、市町村、関係団体・事業者と県民がかながわ食育フェスタ等の啓発イベントや日頃の食育活動において連携を図り、県民一人ひとりが「いのち」の源である「食」のあり方を学び、食生活を見直すことで、将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

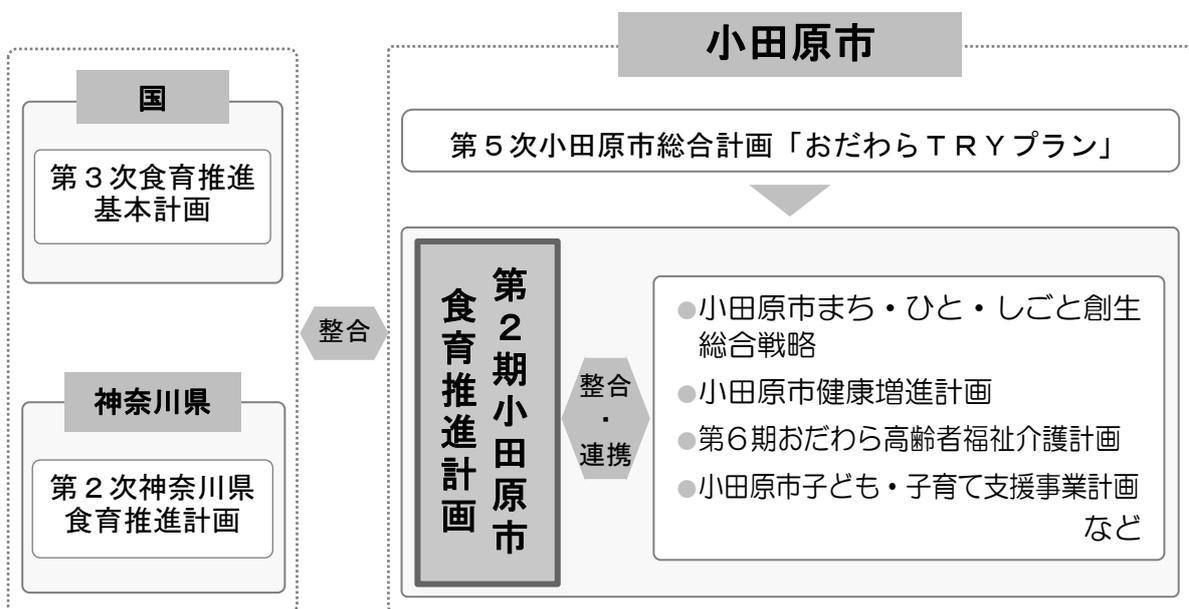
本市においても、平成23年3月に「小田原市食育推進計画」を策定し、『生涯にわたって健康でいきいきと暮らすために、海や大地の恵みを感じながら一人ひとりが「しっかり食べる力」をつける』ことを基本理念に、家庭や学校、幼稚園・保育所等、地域、職域などあらゆる場面において、食育を推進してきました。

平成28年度末の同計画の計画期間満了を控え、計画の進捗状況を分析する中で毎日朝食をとる小中学生の割合が高くなる一方、20歳代の朝食の欠食率や栄養バランスの乱れ、高齢者の孤食の割合が高いことなどが明確となり、ライフステージに応じた食育の推進が必要となってきました。そこで、より地域の実情に沿った食育施策を計画的に推進していくため、このたび、現計画を見直し、新たに「第2期小田原市食育推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけられます。その実施にあたっては、本市の上位計画である第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」や他の計画と整合性をもたせることにより、関係する事業を協働し推進するものとしします。

また、本計画はすべての食育関係者並びに市民がそれぞれの特性を活かしながら、連携を図り、食育活動に取り組むための基本事項を示しています。



3 計画の期間

本計画の期間は平成 29 年度から 34 年度までの6年間です。

情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとしします。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
					見直し						見直し
小田原市食育推進計画						第2期小田原市食育推進計画					